

令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和7年12月1日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午後 0時 5分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	稲 田 欽 也
企 画 課 長	平 井 勝 志	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	守 屋 裕 文
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	丹 下 裕 之
教 育 課 長	西 山 弘 之	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	小 出 健 司	選挙管理委員会書記	妹 尾 一 正

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 日程第4 議案第72号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第73号 岡山市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市町村税整理組合同規約の変更について
- 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第89号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第90号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第91号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第92号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第95号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第96号 令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第97号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第98号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第99号 令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 100 号 工事請負変更契約の締結について {矢掛町小田川 (嵐山) かわまちづくり  
(拠点整備タイプ) (仮称) やかげ町アウトドアビジターセンター新築工  
事の変更契約の締結}

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、本年も残すところ1か月足らずとなりました。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野 毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、6番原田秀史君と、7番小塚郁夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（浅野 毅君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日から9日までの9日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（浅野 毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、本年も残すところ後僅かになりましたが、本日は、令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年は、過去に例のないほどの猛暑となりましたが、それを乗り越えて迎えた秋には多くのイベントがにぎやかに開催されております。中でも、11月9日に開催された大名行列は、第50回という記念すべき年であり、当日は天候が心配されたものの町内外から多くの来場者を迎え、にぎわいました。

50年の長きにわたりこの行事を継続し、矢掛町を代表するイベントに育て上げられました全ての関係者の皆様、そして、温かく見守り、御協力をいただきました全ての町民の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

一方、国政に目を転じますと、先月21日には強い経済を実現する総合経済対策として、生活の安全保障と物価高への対応を柱とした21.3兆円規模の経済対策が、28日にはその裏付けとなる補正予算案が

閣議決定されました。

その中には、重点支援地方交付金の拡充や児童手当の仕組みを活用した子ども1人当たり2万円の給付など市町村での対応が必要となる施策も含まれておりますことから、必要な支援を速やかに町民の皆様にお届けできるよう情報収集に努めてまいります。

また、本年度は、令和8年度からの次期振興計画の策定に取り組んでおりますが、人口減少対策をはじめとした各種の施策を総括する町の基本計画として、町民の皆様のニーズに寄り添いながらバランスの取れた計画となるよう進めております。

3月の定例会に議案として上程させていただき運びとなりますので、議員の皆様にも、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、一部事務組合理約の変更について2件、条例の一部改正、廃止及び新規制定について16件、指定管理者の指定について2件、補正予算について8件、工事請負契約の変更について1件の計29件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は7件ございます。

まず報告第1号、“令和7年度やかげ音楽祭 つどい 奏で 響きあおう”の開催について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

矢掛町教育委員会主催、やかげ音楽祭実行委員会が企画運営を行い、12月7日（日）の午後1時30分から、やかげ文化センターホールにおいて、やかげ音楽祭を開催いたします。

内容といたしましては、第1部において矢掛中学校吹奏楽部、矢掛高校ジャズバンド部をはじめ、町内の音楽8団体が出演し、日頃の演奏活動の成果を発表します。第2部においては、矢掛町とフレンドタウンシップ協定を締結している沖縄県金武町から伝統芸能の踊り手である琉球舞踊団をお招きします。踊り手と地謡と呼ばれる演奏者のステージにより、矢掛町にしながら本物の琉球舞踊を御堪能いただけます。

入場料は無料で、入場整理券を文化センター、美術館、各地区公民館等で配布しています。この機会に議員の皆様、町民の皆様、お誘い合わせの上、御覧いただきますよう御案内申し上げます。

報告第2号、矢掛宿伝統的建造物群保存地区選定5周年記念イベントの開催について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区は、令和2年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、今年で5年目を迎えます。

これまで、保存地区の皆様をはじめ、多くの皆様方の御理解とお力添えをいただきながら取組を進めてまいりました。御関係いただいております全ての皆様へ、厚く御礼申し上げます。

この節目を記念し、令和7年12月14日（日）に“守り 活かし 未来へつなぐ 重伝建のまちやかげ”と題した記念イベントを開催いたします。当日は、矢掛町出身の華道家元 池坊 江木淳人さんらによる華道パフォーマンスや奈良文化財研究所 島田敏男先生の記念講演のほか、本陣・脇本陣の特別公開、スタンプラリー、縁日など、どの年代の方にもお楽しみいただける内容となっております。

議員の皆様におかれましても、御家族、御友人お誘い合わせの上、御参加いただきますよう御案内を

申し上げます。

続きまして報告第3号、令和8年矢掛町二十歳のつどいの開催について、御報告申し上げます。人生の節目に改めて大人の自覚を促し、新しい門出を祝福することを目的に令和8年矢掛町二十歳のつどいを令和8年1月11日日曜日の午前10時からやかげ文化センターで開催いたします。

該当者は、10月28日現在で男性37名、女性58名の計95名でございます。二十歳のつどいの実施につきましては、該当者の中から実行委員会を立ち上げ、式の厳粛さを大切に企画立案及び当日の運営進行を行います。議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第4号、おかやま矢掛マルシェの開催について、御報告申し上げます。矢掛町では歴史や自然等のすばらしい資源を活かしたまちづくりを進め、全国に向けて矢掛町の魅力を発信することで、移住、定住、交流の促進に努力しております。

そのひとつとして、おかやま矢掛マルシェを開催いたします。日時は、令和8年1月17日土曜日から1月18日日曜日の2日間で、場所は、東京新宿にあります新宿高島屋でございます。

このイベントを通じて、やかげの匠登録店による特産品や産地化を目指しておりますイタリア野菜の販売のほか観光情報を広く首都圏の皆様にお知らせいたします。矢掛町の魅力を発信し、観光誘客の促進、移住定住、交流拡大につなげていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆様にもお知らせをいただき、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第5号、消防出初式の開催について、御報告申し上げます。新春の恒例行事であります矢掛町消防出初式を来年1月25日日曜日、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。開催時間は改めて御案内させていただきます。

この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うこととしております。議員の皆様には、御臨席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第6号、第2回テーブルCROSSの開催について、御報告申し上げます。

矢掛町が産地化・特産化を進めておりますイタリア野菜の魅力を発信するイベントとして、テーブルCROSSが開催されます。日時は、令和8年2月8日日曜日の午前10時からで、場所はJA矢掛アグリセンターでございます。主催は、晴れの国岡山農業協同組合矢掛アグリセンター、共催矢掛町で、マルシェや栽培講習会、県内外からのツアーなど体験型の複合イベントとして企画されております。

議員の皆様におかれましては、お知り合いの皆様にお知らせいただき、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第7号、最後の報告事項となります。第38回矢掛本陣マラソン大会の開催について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

例年開催しております矢掛本陣マラソン大会は、今年度も矢掛町民対象のマラソン大会として、来年2月15日日曜日の午前8時30分から矢掛町役場庁舎前をメイン会場に矢掛商店街をコースとして開催いたします。

参加対象者は町内に在住、在勤、在学の方とし、矢掛町役場庁舎東側道路をスタートし、ゴールは矢掛町役場庁舎前として、4.8キロメートルの姫様コース、2.5キロメートルの若様コースの2コース、10部門を設け、日々変化する歴史ある街並みの中、ランナーの健脚を競います。議員の皆様には、御多忙

の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただき、ランナーへの温かい応援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。次に、持参による陳情の提出がありましたので、陳情文書表のとおり配付しております。併せて、郵送による陳情の提出もありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

- 日程第4 議案第72号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第73号 岡山市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市町村税整理組合規約の変更について
- 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について

- 議案第 89 号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第 90 号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第 91 号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第 92 号 令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 93 号 令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 94 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 95 号 令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 96 号 令和 7 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 97 号 令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 98 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 99 号 令和 7 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 100 号 工事請負変更契約の締結について {矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり  
（拠点整備タイプ）（仮称）やかげ町アウトドアビジターセンター新築工  
事の変更契約の締結}

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 4，議案第 72 号及び議案第 73 号の一部事務組合を組織する団体数の追加・減少及び規約の変更案件について 2 件，議案第 74 号から議案第 89 号までの条例制定・改正・廃止案件 16 件，議案第 90 号及び議案第 91 号の指定管理者の指定案件 2 件，議案第 92 号から議案第 99 号までの補正予算案件 8 件，議案第 100 号の請負契約変更案件 1 件の計 29 件を一括議題といたします。それぞれ執行部に提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは，議案第 72 号から議案第 100 号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

まずは，議案第 72 号及び議案第 73 号の一部事務組合规約の変更に関するものでございますが，いずれも，地方自治法第 290 条の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まずは，議案第 72 号，岡山市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市市町村総合事務組合规約の変更についてでございますが，本町が加入しております岡山市市町村総合事務組合から令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに，同組合规約の変更が必要になったことを受けて，この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

次に，議案第 73 号，岡山市市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市市町村税整理組合规約の変更についてでございますが，本町が加入いたしております岡山市市町村税整理組合に令和 8 年 4 月 1 日より井原市が加入することを承認するとともに，組合の共同処理する事務を追加することから同組合规約の変更が必要になったことを受けて，この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，税務課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

続きまして，議案第 74 号から議案第 89 号までの条例の一部改正，廃止及び条例制定に関するものでございますが，いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第 74 号，矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，公職選挙法施行令が改正されたことに

に伴い、矢掛町が公営することとしている対象選挙費用の公営負担の上限額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、選挙管理委員会書記が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第75号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、現在取組を進めております自治体情報システムの標準化対応に関連いたしまして、国の定める標準仕様書に準拠した住登外者宛名番号管理機能をシステムに実装するにあたり、これを自治体における個人番号の独自利用事務として、本条例に規定する必要があることから所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第76号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、令和7年度人事院勧告に基づき、岡山県人事委員会勧告を参考として、給料表、期末勤勉手当の支給割合等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第77号、矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、これまでいわゆる危険手当の意味合いとして規定されておりました一般事務職員への特殊勤務手当の支給規定につきまして、時勢を鑑み、廃止させていただくものでございます。また、死体輸送業務に従事した職員への特殊勤務手当についても、近年は当該業務の発生実績がなく、今後も見込まれないことから合わせて廃止させていただくものでございます。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第78号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、マイナンバーカードの取得促進とカード取得によるメリット創出のために令和5年1月から実施いたしておりますコンビニ交付における発行手数料の減額につきまして、マイナンバーカードの取得率が8割を超え、また、当時と比べましてもマイナンバーカードを生活の中で利用できる場面も増えてきているなど当初の目的を一定程度達成しておりますことから、減額措置を廃止し、手数料の額を元に戻すものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第79号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、個人の町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期を変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第80号、矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、本年度から令和8年度にかけて段階的に国民健康保険税の引上げを行う計画としておりましたが、令和7年度の保険税の水準で令和8年度の国民健康保険事業特別会計の運営が可能となる見込みとなったため、令和8年度の税率の引上げを見送り、令和7年度に適用していた経過措置を継続するものでございます。また、保険税の納期につきましても、変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第81号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について及び議案第82号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、いずれの改正も個

人住民税などと同様に保険料の納期を変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 83 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、児童福祉法等の一部改正に伴いまして、地域限定保育士制度や虐待に関する通報義務、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替についての規定を追加するものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 84 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、自治体情報システムの標準化に関する法律に基づき、保育料等決定通知書等の様式を改正するものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 85 号、矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定についてでございますが、この条例は、新潟山県企業立地促進補助金交付要綱の改正に伴い、矢掛町企業立地奨励金制度の見直しを行う必要が生じたので、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 86 号、矢掛町放置自転車等対策条例制定についてでございますが、この条例は、公共の場所において放置されている自転車等の撤去等に関し、必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境を確保することを目的として、制定するものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 87 号、矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでございますが、この条例は、子ども・子育て支援法が改正され、令和 8 年度から始まるこども誰でも通園制度の準備行為として、確認の手続きを行うことを踏まえて事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 88 号、矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定についてでございますが、この条例は、これまで運営委員会方式で実施しておりました放課後児童クラブにつきまして、来年度から本町が設置し、委託する方式へと変更するにあたり、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第 89 号、アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定についてでございますが、この条例は、アウトドアヴィレッジやかげを設置することに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第 90 号及び議案第 91 号の指定管理者の指定議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

いずれも、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 90 号、矢掛町都市公園の指定管理者の指定についてでございますが、これは、矢掛町都市公園の指定管理者を指定したいので、この議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人やかげスポーツクラ

ブで、指定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

次に、議案第91号、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定についてでございますが、これは、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者を指定したいので、この議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、株式会社モンベルホールディングスで、期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第92号から議案第99号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。なお、議案第92号から議案第95号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第96号から議案第99号までの各企業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正額は9,000万円の増額で、補正後の予算総額は115億3,900万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

まず、総務費へは、公会堂備品の整備に対する補助金や定額タクシー利用助成金の追加計上、桃源郷はなしの里憩いの館のウッドデッキ修繕に係る経費を追加いたしております。

次に民生費へは、高齢者補聴器購入助成金の追加計上や中川放課後児童クラブの利用人数が増えたことに伴います空き教室の改修や備品の購入費を計上いたしております。

また、衛生費へは、スズメバチの駆除費補助金の追加計上や三谷地区の金山谷川に発生しているナガエツルノゲイトウの防除に係る経費を計上いたしております。

次に農林水産業費へは、ダム管理費やかんがい排水工事補助金を、土木費へは、かわまちづくり事業や住宅管理経費をそれぞれ計上しております。

また、教育費へは、矢掛中学校へ防災かまどベンチを設置するための経費や、矢掛の春・矢掛夢唄の動画制作に係る委託料を計上しております。

その他各費目へ本年度の人事院勧告に合わせた給与改定に係る人件費及び事業の進捗によりまして、必要となります事業費の追加・調整を行っております。

詳細につきましては、財政課長及び財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

次に、議案第93号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれの増減額はなく、補正後の歳入歳出総額は16億6,000万円のままでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整と保険税が本算定により増となったことによる支払準備基金繰入金との調整等でございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

次に、議案第94号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、補正後の総額を21億1,000万円とするものでございます。

また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、補正後の総額を2,075万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、制度改革に伴うシステム改修費、人件費の調整と保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴う補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第95号、令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ600万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を3億1,300万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、保険料の増に伴う広域連合納付金の調整等でございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第96号、令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、収入は政府の補助金や病院に係る地方交付税の制度見直しに伴う一般会計繰入金を増額などを、支出は給与費や各種経費などの実績見込みによる増額分などを計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第97号、令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、収入では入所収入を増額を、支出では給与費と実績見込みによる経費を増額などを計上いたしております。

また、資本的収支につきましては、支出では建設改良費を増額し、その財源として、収入で企業債借入金の増額を計上いたしております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第98号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的支出につきまして、実績見込みによります動力費などの増額と職員給与費の調整及び減価償却費の増額並びに利率見直しに伴う企業債償還利息の増額を計上いたしております。

また、資本的支出につきまして、職員給与費などの調整と利率見直しに伴う企業債償還金の減額を計上いたしております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第99号、令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出につきまして、職員給与費の調整と利率見直しに伴う企業債償還利息の増額を計上いたしております。

また、資本的収支につきましては、資本的収入では企業債借入金の減額を、資本的支出では職員給与費の調整と利率見直しに伴う企業債償還金の減額を計上いたしております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第100号、工事請負変更契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、かわまちづくり事業で整備をしております仮称やかげ町アウトドアビジターセンター新築工事の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、全ての提案理由の説明でございます。どうか御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** それでは、議案第 72 号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について、御説明を申し上げます。

まず、議案の本文でございますように、令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山県中部環境施設組合が解散することに伴いまして、総合事務組合を脱退することを承認していただくとともに、それに伴う組合同規約の変更をするものでございます。

一枚おめくりいただきまして、本文でございますように、解散脱退する岡山県中部環境施設組合を組織名が記載してある別表第 1 並びに共同処理する事務が記載してある別表第 2 から削るものでございます。

また併せて、備南競艇事業組合につきまして、備南ボートレース事業組合に名称が変更しておりますので、別表第 1 及び第 2 で名称を改める変更をいたします。

附則といたしまして、この改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行することといたしておりますが、備南競艇事業組合の名称変更につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からの適用といたしております。

なお、この議案につきましては、現在総合事務組合に加入している全ての市町村及び一部事務組合で議決いただきまして、その後、県知事の許可を受けて規約変更という流れになってございます。

議案第 72 号の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 税務課長。

**○税務課長（守屋裕文君）** それでは、議案第 73 号、岡山市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について、御説明いたします。

本文にありますように、岡山市町村税整理組合の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えるとともに、税整理組合に井原市が新規加入することを承認するために組合同規約の変更を行うものでございます。

附則といたしまして、この改正は令和 8 年 4 月 1 日から適用させていただくものでございます。

なお、この議案につきましては、現在岡山市町村税整理組合に加入している全ての市町村で議決いただき、そのあと県知事の許可を受け、規約を変更するという流れになっております。

議案第 73 号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 選挙管理委員会書記。

**○選挙管理委員会書記（妹尾一正君）** それでは、議案第 74 号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この条例による公費負担の上限額の改定につきましては、資料番号 1 によりまして、改正箇所のみ御説明をさせていただきます。

表紙を一枚おめくりいただきまして、1 ページを御覧ください。1 選挙運動用自動車の使用について御説明いたします。表の左から、公費負担の対象、上限単価等、限度額を記載しております。表中、一般運送契約以外の契約のうち、1 自動車借入契約レンタカーなどにつきまして、選挙運動用自動車として使用された各日の合計金額、ただし同一の日については 1 台に限りますが、上限単価等を 1 万 5,800 円から 1 万 6,100 円に、また 2 燃料供給の契約につきましては、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

の上限単価等を7,560円から7,700円に改正するものでございます。

なお、米印の1に記載しておりますとおり、上限額を定額で交付するものではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付するものでございます。

次に、2選挙運動用ビラの作成について御説明します。表の左から、選挙種別、上限枚数、上限単価、限度額を記載しております。町長選挙、町議会議員選挙のいずれも上限単価を7円51銭から8円38銭に改正するものでございます。

次に、3選挙運動用ポスターの作成について御説明します。表の左から、上限枚数、上限単価、限度額を記載しております。印刷に係る作成を、525円6銭から、586円85銭に、また、調整額3万7,888円から、3万8,621円に改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行の日は、公布の日から施行することとしており、次回の町長選挙・町議会議員選挙から適用されることとなります。なお、新旧対照表も添付しておりますので御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** それでは、議案第75号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

まず、資料に沿って御説明させていただきたいと存じますので、資料番号2の1ページ目をお開きください。

まず、1として改正理由を記載させていただいておりますが、このたびの改正は、国の方針に基づき現在取組を進めております地方公共団体情報システムの標準化への対応の一環といたしまして、国の示す標準仕様に基づく住登外者宛名番号管理機能をシステムに実装するにあたり、これを個人番号の独自利用事務として本条例に定める必要があるため所要の改正を行うものでございます。

ここでいう住登外者とは、本町に住民登録がないものの、事務処理上、本町の業務システムへ登録する必要がある個人のことをいい、宛名番号とは、個人を識別するために付番される個人番号等とは異なる番号のことを言いますが、簡単に申しますと、事務処理上必要な方については、町外にお住まいの方についても町民と同様に各個人で異なる番号を付番し、効率的に事務を行うための機能でございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、条例の第4条に住登外者宛名番号利用事務について規定させていただくとともに、本町における個人番号の独自利用事務を掲載している別表第1及び本町の各業務システム間で情報の連携をする事務を掲載している別表第2へ、住登外者宛名番号管理機能による情報の管理に関する事務をそれぞれ追加するものでございます。

3の施行期日といたしまして、本町における標準準拠システムの稼働予定日であります令和8年3月23日の施行とさせていただきます。2ページ目以降には、新旧対照表を記載しておりますので御覧いただき、説明は省略させていただきます。

議案第75号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして改正文でございますが、このたびの改正は人事院勧告などに基づく給与関係条例をそれぞれ行っております。

具体的には、第1条及び第2条において矢掛町職員給与条例を、第3条及び第4条で矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例を改正するものでございますが、説明のほうは資料でさせていただきますので資料番号3を御覧いただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページで、1の人事院勧告に対する経緯及び考え方として、平成26年度の人勧以降、給料表及びボーナスは国に準拠する方針で来ているということから今回も同様とし、2の令和7年度人事院勧告の内容骨子にございますように、①給料表の引上げ改定と②ボーナス引上げ改定をそれぞれ行うものです。そして、本町もそれに合わせ改正を行うものでございます。これに伴います予算については、補正予算（第4号）で提案させていただいております。

3矢掛町対応の所を御覧ください。内容的に2点ございまして、1つ目が、(1)給料表の改定で、1級は平均4.7パーセント、2級は平均3.4パーセント、3級は平均3.2パーセントなど級によって差はあります。平均改定率は3.2パーセントで特に若手職員が引き上げられる内容となっており、大学卒の初任給で1万2,000円の引上げとなります。

2つ目が、(2)ボーナスを御覧ください。令和7年度の12月期末勤勉手当の支給割合の改定で、①の一般職員の期末を0.025か月増やして1.275か月分、勤勉を0.025か月増やして、1.075か月分とし、②の定年前再任用短時間勤務職員の期末を0.025か月増の0.725か月分、勤勉を0.025か月分増やして0.525か月分とするものでございます。結果、期末手当を合わせて、一般職員が年間4.65か月、再任用職員が2.45か月となるものでございます。

資料の表ですが、内容といたしまして、第1条で説明したように7年度分につきましては、12月に支給する期末勤勉手当を一般職員0.05月、再任用職員を0.05月分増やしましたが、8年度以降につきましては、それを6月と12月の期末手当・勤勉手当に均等に振り分け、それぞれ、期末手当1.2625月分、勤勉手当1.0625月分、年間では4.65か月分に改正するものでございます。

再任用職員につきましても、同様に6月・12月に均等に配分して支給するものです。

2ページを御覧いただきまして、(3)の通勤手当につきましては、上限額を1万6,800円から2万600円に引き上げ、距離区分ごとに400円から3,800円の幅で引上げ改定を行うものであります。

(4)の施行は公布の日からですが、適用日は(2)の期末勤勉手当の改正については12月1日から適用、(1)の給料表の改正は、今年の4月1日に遡って適用、(3)の通勤手当の改正は令和8年4月1日からの適用としております。

次に、議案にお戻りいただきまして、17ページを御覧ください。

中段の第3条でございますが、矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例の改正で、現在、該当者はおりませんが、令和7年度分からの給料表の改定と令和7年12月に支給する期末勤勉手当を0.05か月分増とするものでございます。

第4条では、任期付き職員の令和8年度の期末手当・勤勉手当を一般職員と同様に6月と12月に均等に振り分けて支給するものです。

議案第76号の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 議案第77号、矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

先ほどの町長からの提案説明にもありましたとおり、いわゆる危険手当の意味合いとして規定されて

おりました一般事務職員への特殊勤務手当月額2,000円の支給規定と死体輸送業務に従事した職員へ支給する特殊勤務手当1回500円の規定につきまして、今回それぞれ廃止させていただくものでございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので、資料番号4番を御覧ください。まず、新旧対照表でございますが、条文中、社会福祉士資格を有することによる当該社会福祉業務従事職員への特殊勤務手当月額9,000円の部分につきましては、令和4年から実施されております看護職員等処遇改善事業に基づく支給を継続していくことから、この表でお示しする改正内容としております。

続いての表は、条例を議決いただいた場合の矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給規則の改正内容を表わしております。施行期日につきましては、令和8年1月1日からとしております。

また、支給実績につきましては、一般事務職員への月額2,000円の特殊勤務手当は、現在の支給対象職員が6人、年間14万4,000円となっております。また、死体輸送業務に係る特殊勤務手当につきましては、当該業務が発生していないことから近年の支給実績はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** それでは、議案第78号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。こちらは、議案のほうで説明させていただきますので、議案を一枚おめくりいただきまして、改め文をお開きください。

条例の改正としましては、別表第1において、住民票の写しの交付手数料を規定しております9の項と印鑑証明について規定しております14の項のそれぞれにおいて“多機能端末機による交付については、100円”の記載を削除するものでございます。

理由といたしましては、マイナンバー普及促進の目的を達成したため元に戻すものであります。

附則としまして、令和8年4月1日からの施行といたしております。

議案第78号の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 税務課長。

**○税務課長（守屋裕文君）** それでは、議案第79号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてから議案第82号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの4議案について御説明申し上げます。説明は資料で行いますので、資料番号5を御覧いただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、1ページの納期一覧を御覧ください。このたび上程いたしております税関係の4議案につきましては、いずれも納期の変更をするものでありますので、期数について変更があるものも含めた全税目についてまとめて表示させていただいております。

次に、一枚おめくりいただきまして2ページを御覧ください。議案第79号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてから御説明申し上げます。これは、矢掛町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

まず1つ目、第40条に規定しております個人町民税普通徴収の第1期の納期を6月1日からとするものであります。

昨今、土曜日配達廃止、集配局の統合等により郵便事情が変化しておりまして、納税通知書の発送から配達までの期間が長くなっております。さらに、納税通知書につきましては、納期限前10日までに

納税者のお手許に届ける必要があるため、改正前の6月17日から納期の開始時期を早めさせていただくものでございます。

次に、第67条に規定しております固定資産税の納期につきましても同様の理由により、第1期の納期を5月17日から5月1日に納期の開始時期を早めさせていただくものでございます。

最後に、第83条の軽自動車税種別割の納期につきましては、4月17日から4月30日までであったものを、5月1日から5月31日までに改めるものでございます。これにつきましては、軽自動車税種別割の賦課期日——基準日が4月1日現在の所有者に対してでありますので、4月1日までの異動処理を行った上で納税通知書を発送するために多くの業務を短期間で処理する必要があるため、納期を5月に変更させていただくものでございます。

参考までですが、現在、県下で軽自動車税種別割の納期を4月中としている市町村は、矢掛町を除けば、新庄村と西栗倉村のみで他の市町は5月となっております。

最後に、施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

次に、説明資料3ページを御覧いただきたいと思っております。議案第80号の矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

まずは、第12条の普通徴収の納期の変更でございますが、今までは第1期と第2期につきましては、前年の保険税を基に暫定賦課をしておりましたが、国民健康保険料水準の県内統一を検討する中で暫定賦課は廃止の方向となったため、こちらを廃止するものでございます。

さらに、国保資格の取得・喪失による賦課更正の反映を適宜行うため納期数を増やし、7月から翌年2月までの毎月、今までの6期から8期に増やさせていただくものでございます。また、こちらも郵便事情の変化によりまして、先ほどの税条例の納期と同様に各納期は月初めの1日から月末までとするものでございます。

次に、本年度からの国保税の引上げにより、本年度の国民健康保険の財政状況が想定以上に改善されたことにより、国保税の税率を据え置くため、昨年度改正した条例の附則を改正するものでございます。

なお、本年度の国民健康保険の運営状況でございますが、所得増加等により、国保税が当初予算見込みより上振れたことにより、支払準備基金からの繰入を大幅に抑えることができる見込みとなっております。

これにより、支払準備基金残高の減少が抑えられる見込みとなったことから、令和8年度に引き続き予定していた国保税の引上げを凍結し、令和7年度の特例税率を令和8年度でも継続するために、経過措置を定めた附則第3条の改正を行うものであります。

最後に、施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

次に、説明資料6ページを御覧いただきたいと思っております。議案第81号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

第4条の普通徴収に係る納期の変更でございますが、今までは、第1期と第2期につきましては、国民健康保険と同様に前年の保険料を基に暫定賦課をしておりましたが、本人及び世帯の所得変動が大きい場合、収める必要のない保険料をいったん納めなければならないなど町民に理解を得られにくい制度であったため、国民健康保険と同様にこちらを廃止するものでございます。

さらに、8月の納期につきましては、先ほどの税条例の納期の変更と同様に郵便事情等の変化により、第1期の納期を8月1日から8月31日までとするものでございます。

こちらの施行期日も令和8年4月1日からを予定しております。

次に、説明資料の7ページを御覧いただきたいと思います。議案第82号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

第4条の普通徴収に係る納期の変更でございますが、先ほどの税条例の納期の変更と同様に郵便事情等の変化により、第1期の納期を8月1日から31日までとするものでございます。

最後に、施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 議案第83号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。説明につきましては、資料番号6を御覧ください。改正についての概要でございます。

今回の改正は4条例でございます。矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の4条例でございます。

改正理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして児童福祉法が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令についても改正が行われたため対応するものです。

改正の主な内容といたしましては、まず、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正でございます。これは、保育所等の各施設に置かなければならないとされている保育士につきまして、地域限定保育士も保育士とみなすことができるというものでございます。

次に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴う改正でございます。これは、虐待を発見した場合の通報義務と通報を受けた場合の調査権限等を規定するものでございます。

次に、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替可能化に伴う改正でございます。乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる時は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるとするものでございます。

最後に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う現行規定の文言等の整理による改正でございます。詳細につきましては、この資料のあとに新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。

最後に、改正条例の施行日は公布の日からでございます。

引き続きまして、議案第84号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に際し、保護者が負担すべき費用について必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づきまして、矢掛町の子ども・子育て支援システム等の標準化を実施することに伴い、改正を行うものでございます。

矢掛町におきまして、現在、こども園、保育園の保育料を無料にしておりますので、この条例は適応

しておりません。また、特定地域型保育事業の施設につきましても、町内にはございませんが、標準化に関する法律に基づきまして、条例の整備をしておくものでございます。

説明は資料により行いますので、資料番号7を御覧ください。一枚おめくりください。新旧対照表でございませぬ。

第4条、保育料の額の決定でございませぬが、現在は保育料等決定通知書の使用を規定してございませぬが、これを利用者負担額減免通知書に改正するものでございませぬ。

また、第5条保育料の減免でございませぬが、現在は保育料減免申請書の使用を規定してございませぬが、これを所定の申請書に改正するものでございませぬ。

第4条、第5条で新たに規定された利用者負担額減免通知書及び所定の申請書につきましては、国が示す所定の様式となるため、条例からは削除してございませぬ。

最後に、改正条例の施行日は公布の日からでございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めませぬ。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

**○議長（浅野 毅君）** それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きませぬ。企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** それでは、議案第85号、矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について、御説明いたします。

企業立地奨励制度につきましては、岡山県の奨励制度と矢掛町の奨励制度があり、これまで岡山県も本町も奨励額はそれぞれ独自に算定してございませぬが、このたびの岡山県の要綱改正により県の奨励額の算定方法が変更され、県は町の交付額を交付限度とすることとされませぬ。

また、本町の奨励制度は、条例による制度と県の補助を交付するための要綱による制度という2種類の例規が混在する複雑な状況となつてございませぬ。このため、この際、本町の企業立地奨励制度全体の見直しを行うもので、条例を廃止し、要綱に一本化し、再整備するものでございませぬ。

説明につきましては、制度改正の内容について御説明いたします。お手許に配付いたしてございませぬ資料で説明させていただきますので、資料番号の8を御覧ください。一枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

企業立地奨励制度の新旧及び県の制度との比較でございませぬ。表の左から、現行条例、現行の要綱、県の要綱、そして改正案を載せてございませぬ。また、縦軸には、それぞれ名称、目的、内容、対象及び要件、交付額と記載してございませぬ。

改正後の制度内容でございませぬが、このたびの制度改正は、県の要綱改正により、県の交付限度額は町の奨励金額を限度とすることとなることから、改正案では県の限度額が減額されないよう県の奨励制度に準じた内容としてございませぬ。

また、表の中ほど交付額の下2行でございませぬが、雇用奨励と水道助成を独自の助成として引き続き設定してございませぬ。雇用奨励は県下他市町村でも実施がございませぬが、水道助成は他市町村にはない本町

独自の項目でございます。

一枚おめくりいただき、2 ページを御覧ください。県下の企業立地奨励制度及び矢掛町制度の改正案でございます。岡山県下全市町村の奨励制度を一覧にしております。

それぞれの市町村で特色がございますが、他市町村の要綱は基本的に県の要綱に準じた構成となっており、今回の町の制度改正案も県に準じた構成で、また交付条件についても県と同じ条件での設定といたしております。

議案にお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行期日は公布の日から、経過措置といたしまして、条例廃止前に既に奨励事業者の指定を受けている方につきましては、従前の規定を適用するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 86 号、矢掛町放置自転車等対策条例制定について、説明いたします。

昨今、公共の駐輪場等において放置自転車の増加が見られ、所有者に移動を促したり、撤去等の措置を取る上での規定を整備する必要がありますので、新たに条例を制定するものでございます。

一ページおめくり下さい。まず、第 1 条目的でございます。公共の場所において放置されている自転車等の撤去等に関し必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

第 2 条は定義で、用語の意義を定めています。(1) 自転車等、道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。(2) 公共の場所、町が設置又は管理する駐車場、駐輪場、道路、公園、緑地、河川その他の公共の用に供する場所をいう。

第 3 条は、放置自転車等に対する措置として、移動警告書を取り付けること、また、それにも関わらず従わない場合、保管場所に移動し、保管することができるとしています。

第 4 条は、保管した自転車等の措置でございます。規則で定める事項の公示、所有者に返還するための措置、引取りのない自転車の処分について規定しています。

第 5 条は、費用の徴収等で、放置自転車の移動及び保管に要した費用を利用者から徴収できることとしています。

さらに、第 6 条で町の免責、第 7 条で委任について定めています。

次のページに移っていただいて、この条例は附則として、令和 8 年 2 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 86 号についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 議案第 87 号、矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、御説明申し上げます。一枚おめくりください。条例の本文でございます。説明は資料により行いますので、資料番号 9 を御覧ください。条例制定の概要でございます。

1 の制定の経緯でございますが、子ども・子育て支援法が改正され、令和 8 年度から新たな給付として乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度が実施されます。このことに伴い、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満た

すことが求められます。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が行うこととされており、確認手続き開始に向けて、本町の基準を定めるものでございます。

次に、根拠法令ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法でございます。

条例の主な内容でございますが、3 に標記しておりますように、国の基準のとおり、内容を規定しております。

最後に、条例の施行日は令和8年4月1日からでございます。

引き続きまして、議案第88号、矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について、御説明申し上げます。議案の本文にお戻りください。一枚おめくりください。条例の本文でございます。

この条例は、矢掛町で実施しております放課後児童クラブについて、規定するものでございます。これまで地域の運営委員会方式により運営してまいりましたが、令和8年度から民間事業者に委託することに伴いまして、保護者の利用料を直接町が徴収することから運営等に必要な事項を定めるものでございます。

第1条には設置について、第2条には名称と位置、第3条には管理運営、第4条には対象児童、第5条には利用区分、いわゆる常時利用と一時利用の区分を定めております。第6条から第9条には、利用の申請、区分の変更、利用の制限や取消し等を定めております。第10条には、児童クラブに必要な放課後児童支援員及び補助員を置くこと、第11条には利用料として、常時利用の児童一人につき月額5,000円、一時利用の児童一人につき1日800円、半日400円と定めております。また、利用料の減免・返還についても定めております。

最後に、条例の施行日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、議案第89号、アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について、御説明申し上げます。説明は資料で行いますので、資料番号10の1ページを御覧ください。

まず、第1条の設置についてでございますが、本町が持つ水辺の豊かな資源を活用したアウトドアによる体験を通して、交流人口の拡大と地域経済の活性化に取り組むため、アウトドアヴィレッジやかげを設置することとしております。

次に、第2条の位置でございますが、位置は、矢掛町里山田952番地14としております。

次に、第3条の事業でございますが、(1) アウトドアアクティビティの情報発信に関する事、(2) アウトドアアクティビティのイベント開催等に関する事、(3) アウトドアの振興に関する事、(4) 地域資源の振興に関する事、(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めることとしております。

次に、第4条の施設でございますが、(1) ビジターセンターから(20) その他関連施設まで施設を区分しており、詳細については御確認いただければと思います。

次に、第5条の休業日でございますが、施設は年中無休で、町長が必要と認める時は休業日を定めることができることとしております。

次に、第6条の開業時間でございますが、開業時間は午前9時から午後6時までで、町長が必要と認

める時は開業時間を変更することができることとしております。

次に、第7条の使用の許可でございますが、施設等を使用する者及び特別な設備又は備付け以外の器具を持ち込もうとするときは、あらかじめ許可を受ける旨や使用を許可しないことができる旨等を定めております。

次に、第8条の施設使用料でございますが、使用料を前納しなければならないこと及び減額又は免除ができる旨を定めております。使用料金については、5ページの別表第1を御覧ください。主な使用料として、オートキャンプエリア1サイト1万円、利用者1人1,000円、6ページのカヤック及びサップ1回5,000円、レンタサイクル1時間1,000円としております。

2ページに戻っていただきまして、第9条に施設使用料の還付、第10条に目的外使用等の禁止、第11条に使用の許可の取消し等、第12条使用者の原状回復義務をそれぞれ定めております。

第13条の入居の許可でございますが、テナントに入居しようとする者及び特別な設備又は備付け以外の器具を持ち込もうとする時は、あらかじめ許可を受ける旨や入居を許可しないことができる旨等を定めております。

第14条に入居の許可の要件として、第3条に規定する事業について継続的な事業展開が期待できる者、第15条に入居の期間として5年以内、第16条に入居使用料として、別表第2に定める1平方メートル一月当たり700円を納付しなければならない旨等を定めております。

第17条に入居使用料の還付、第18条に入居者の管理義務、第19条に入居の許可の取消し等、第20条に立入り等、第21条に入居者の原状回復義務をそれぞれ定めております。

第22条の指定管理者でございますが、町長が指定するものに施設の一部又は全部の管理運営を行わせることができる旨及び町長の承認を得て、休業日を定め、開業時間を変更することができる旨等を定めております。

第23条に指定管理者の義務、第24条に指定管理者の指定の手続きを定めております。

第25条の利用料金制でございますが、指定管理者が施設の使用料及び入居使用料を指定管理者の収入として収受できる旨及び別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が利用料金を定める旨等を定めております。

第26条に損害賠償、第27条に委任を定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行する旨及び準備行為を定めております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** それでは議案第90号、矢掛町都市公園の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。資料で説明させていただきますので資料番号11を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、指定管理者を指定する施設は、矢掛町総合運動公園でございます。

現在の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、選定について11月4日から11月10日までの間、公募を行ったところ、1法人のみ、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人やかげスポーツクラブから応募があり、令和7年11月12日の選定委員会において特定非営利活動法人やかげスポーツクラブを指定管理者の候補者として選定いたしました。

指定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料は5年間総額

で1億4,000万円でございます。指定管理業者が行う業務につきましては、資料に記載をしておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは議案第91号、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。資料で説明させていただきますので資料番号12を御覧ください。

指定管理者を指定する施設は、アウトドアヴィレッジやかげで、選定につきましては令和5年12月25日から令和6年2月9日までの間公募を行ったところ、1社のみ株式会社モンベルホールディングスから応募があり、令和6年2月19日の選定委員会において株式会社モンベルホールディングスを指定管理者の候補者として選定いたしました。

指定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料は5年間総額で1億6,000万円です。

指定管理者が行う業務につきましては、資料に記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思ひます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は9,000万円を増額するものでございます。まず、歳入につきまして、若干説明をさせていただきますので概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳のうち上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち、町税は、個人町民税、法人町民税の減、固定資産税の増でトータル1,100万円の減額、地方交付税は、財源調整を含めた普通交付税、国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金の前年度分返還金、繰入金は、1億2,000万円は財政調整基金からの繰入金、ほかに介護保険特別会計の前年度繰出金の一般会計への返還金でございます。

続きまして、債務負担行為と地方債の補正がございまして、予算書5ページをお開きください。まず、第2表債務負担行為補正でございます。追加3件でございます。まず、放課後児童クラブ運営委託、期間は令和8年度から令和10年度までで、限度額は2億1,740万4,000円でございます。続いて、アウトドアヴィレッジやかげ指定管理運営委託、期間は令和8年度から令和12年度までで、限度額は1億6,000万円でございます。最後に、矢掛総合運動公園指定管理運営委託、期間は令和8年度から令和12年度までで、限度額は1億4,000万円でございます。

続いて、第3表地方債補正でございます。変更3件でございます。ダム管理事業は、水利施設整備事業負担金に充てる一般補助施設整備事業等事業債でございます。

次の道路新設改良事業は、狭あい道路整備等促進事業に充てるもので、内訳として道路新設改良事業債380万円の増、過疎対策事業債1,910万円の減、トータル1,530万円の減額でございます。

最後のかわまちづくり事業は、施設整備工事に充てるもので、過疎対策事業債で4,880万円の増でございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書及び給与費明細書に基づく説明を主幹が

行いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課主幹。

**○財政課主幹（小出健司君）** それでは、事項別明細書並びに給与費明細書につきまして御説明申し上げます。

まず始めに、給与費明細書から説明いたしますので、予算書 64 ページをお開きください。

1 の特別職ですが、表の下の比較の欄を御覧ください。職員数は、その他の特別職が 10 名の減となっております。この減は、参議院議員選挙の開票立会人の減等によるものでございます。

給与費では、給与改定による期末手当の増及び国勢調査の指導員及び調査員の報酬の増等により、共済費と合わせて、合計で 166 万 8,000 円の増となっております。

続いて 2 の一般職ですが、(1) の総括の比較の欄を御覧ください。職員数については上段の常勤職員で約 4.7 名の増、下段括弧内の短時間勤務職員等の数が 6 名の増となっておりますが、これは主に採用・退職等の職員の異動によるものでございます。

給与費では、その内訳のうち、職員の報酬におきましては、短時間勤務の会計年度職員においても、正職員同様の給与改定を行うことに伴い、1,094 万 1,000 円の増となっております。職員の給料につきましては、給与改定及び昇給に伴います増と、職員の異動その他に係る減を合わせまして、688 万 5,000 円の増となっております。職員手当につきましても、制度改正に伴う期末勤勉手当の増や異動その他に伴い、合計で 1,165 万 4,000 円の増となっており、その下の表、職員手当の内訳にその内訳を載せております。給与費と共済費を合わせまして、一般職では合計で 4,091 万 7,000 円の増となっております。

続いて、65 ページを御覧ください。このページでは、(1) 総括につきまして、ア会計年度任用職員以外の職員とイ会計年度任用職員、それぞれの内訳を載せております。

次の 66 ページには給料及び職員手当の増減額の明細、中段から 68 ページにかけて給料及び職員手当の状況を載せておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上で、給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

次に事項別明細書の説明に移ります。恐れ入りますが、前のほうに戻りまして予算書 22 ページ・23 ページをお開きください。

歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で説明させていただきます。なお、本補正予算では各款において人件費の調整を行っておりますが、その説明は割愛させていただきます、それ以外の主なものについて、説明させていただきます。

まず、1 款議会費は、人件費の調整でございます。

次の 2 款総務費 1 項総務管理費の一般管理費では、宝くじ助成で不採択となったコミュニティ補助金の減額と公会堂備品整備補助金の追加等を計上しております。特定財源の減は、コミュニティ助成金の減でございます。

続いて、24 ページ・25 ページを御覧ください。次の財産管理費では、庁舎玄関の石階段の修繕等に係る経費及び施設整備工事費を計上しております。

次の企画費では、定額タクシー利用助成金の追加を計上しております。

次の地域振興費では、はなしの里ウッドデッキの一部更新等の費用を計上し、財源として森林環境整備基金からの繰入金を充当しております。

次の協働のまちづくり推進費では、まちピカ応援事業補助金の追加を、次の消費者行政活性化事業費

では、人件費の調整を計上しております。

次の2項徴税費の税務総務費では26ページ・27ページにかけて人件費の調整を、次の賦課徴収費では、相続財産清算人の選任に係る費用を計上しております。

次の3項戸籍住民基本台帳費では、戸籍システムの改修委託料や事務費の実績見込等による調整を計上し、財源として社会保障・税番号制度システム整備費及び個人番号カード交付事務費の国庫補助金等を充当しております。

続いて、28ページ・29ページを御覧ください。

次の4項選挙費では、参議院議員選挙に係る事務費の調整を行っております。

次の5項統計調査費では、国勢調査に係る経費の増額を計上し、財源として、県委託金を充当しております。

続いて、3款民生費1項社会福祉費の社会福祉総務費では、30ページ・31ページにかけまして、人件費の増額による社会福祉協議会補助金の増額と国民健康保険特別会計への繰出金について、額の確定に伴う調整を計上しております。財源として、国保会計への繰出金に対する国県負担金を充当しております。

次の老人福祉費では、シルバー人材センター補助金、高齢者補聴器購入助成金及び老人保護措置費の増額、そして、介護保険特別会計及び介護老人保健施設事業会計への繰出金の調整を計上しております。特定財源の減は、介護保険会計への繰出金に対する国県負担金の減でございます。

次の後期高齢者医療費では、広域連合への負担金と特別会計への繰出金の調整を計上しております。特定財源の減は、後期医療会計への繰出金に対する県負担金の減でございます。

次の老人福祉センター管理費では、消火器の更新、誘導灯の修繕に係る経費等を計上しております。特定財源の減は、人事異動に伴う社会福祉協議会派遣職給等負担金の減でございます。

次の障害者福祉費では、32ページ・33ページにかけて、実績見込みによる委託料等の追加及び障害者医療費、自立支援給付費の実績に伴う返還金を計上しております。

次のひとり親家庭等医療費では、実績見込みによる事務費の調整を計上しております。

次の国民年金費では、税制改正に伴うシステム対応委託料を計上し、財源として国民年金事務委託金を充当しております。

次の救護施設費では、34ページ・35ページにかけて、人件費及び実績見込による運営費の調整を計上し、特定財源の減は、寮生が減少したことに伴う負担金の減でございます。

次の2項児童福祉費の児童福祉総務費では、放課後児童クラブへの委託料の追加及び中川放課後児童クラブに係る空き教室の改修、備品購入費を計上し、財源として放課後児童クラブの運営・環境整備費に係る国・県の交付金を充当しております。

次の児童福祉施設費では、36ページ・37ページにかけまして、光熱水費やバス借上料等の調整を計上しております。

次の子育て支援センター管理費では人件費の調整を、次の障害児福祉費では前年度実績に基づく国・県への返還金を計上し、財源として国庫負担金を充当しております。

続いて、38ページ・39ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費の保健衛生総務費では、二次救急医療体制事業運営費負担金の増額と今年度の交付税措置に合わせ、病院事業会計への繰出金の調整を計上しております。

次の予防費では、予防接種健康被害調査委員会の事業完了に伴う委員報酬の減額を計上しております。特定財源の減は、国庫支出金の調整を行っております。

次の健康増進費では人件費の調整を、次の環境衛生費ではナガエツルノゲイトウ防除に係る経費及びスズメバチ駆除費補助金の追加を計上しております。

次の保健センター管理費では、40 ページ・41 ページにかけまして、人件費の調整を、次の母子保健費では、前年度実績に基づく国庫負担金の返還金を、次の出産・子育て包括支援事業費では、産婦健診給付金の追加と前年度実績に基づく交付金の返還金を計上しております。

次の2項清掃費のじん芥処理費では、生ゴミ処理機購入補助金の追加を計上しております。

続いて、42 ページ・43 ページを御覧ください。5 款農林水産業費 1 項農業費の農業委員会費、農業総務費及び農業振興費では、人件費の調整を計上しております。

次のダム管理費では、水利施設整備事業負担金を計上し、財源として一般補助施設整備事業等事業債を充当しております。

続いて、44 ページ・45 ページを御覧ください。次の農村環境改善センター管理費では、消火器の更新、誘導灯の修繕に係る経費、屋内消火栓設備の更新見送りによる減額等を計上しております。

次のかんがい排水費では、委託料から工事費への組替えとため池工事費及びかんがい排水工事補助金の追加を計上し、財源として、ため池工事費に係る国庫補助金を充当しております。

次のほ場整備事業費では、宇内地区ほ場整備に係る農用地利用集積等促進計画作成調査委託料を計上し、財源として、地元負担金を充当しております。次の水車の里フルーツトピア費では、県補助金の財源更正を行っております。

次の2項林業費の林業総務費では、人件費の調整を計上しております。

続いて、46 ページ、47 ページを御覧ください。

次の林道維持費では修繕料の追加を、次の林道改良費では事業費の組替えを計上しております。

続いて、6 款商工費の商工総務費及び7 款土木費 1 項土木管理費の土木総務費では、48 ページ・49 ページにかけまして、人件費の調整を計上しております。次の建築行政費では、国庫補助金の財源更正を行っております。

次の2項道路橋りょう費の道路維持費では、道路維持に係る修繕料等の経費の追加を計上しております。次の道路新設改良費では、狭あい道路整備等促進事業に係る事業費の調整を計上し、併せてその事業に係る国庫補助金や地方債の充当を調整しております。次の交通安全施設整備費では、工事費を計上しております。

続いて、50 ページ、51 ページを御覧ください。次の3項河川費の河川維持費では、ラジコン式草刈機に係る管理委託料等と宇角川のしゅんせつ工事費を計上し、財源として、しゅんせつ工事費に宇角地区活性化振興基金からの繰入金を充当しております。

次のかわまちづくり事業費では、施設設備工事費や備品の整備に関する経費を計上し、財源として、過疎対策事業債及びふるさと納税寄附金を充当し、県負担金を減額しております。

次の5項住宅費では、52 ページ・53 ページにかけて、町営住宅の修繕料や解体工事費、特定公共賃貸住宅の修繕料や施設整備工事費等を計上し、財源として、住宅使用料を充当しております。

次の8 款消防費の常備消防費では通知に基づく井原地区消防組合への負担金の減額を、次の非常備消防費では、矢掛分団第1部に配備される新消防ポンプ車に係る経費及び既存消防ポンプ車の廃車に係る

経費の調整を計上しております。

続いて、9 款教育費 1 項教育総務費の事務局費では、54 ページ・55 ページにかけて、人件費の調整を計上し、財源として国庫補助金を充当しております。次の外国青年招致事業費では、報酬及びアパート借上料を計上しております。

次の 2 項小学校費の学校管理費では、川面小学校屋外階段修繕調査委託料を、次の教育振興費では、教育支援員の報酬の調整等を計上しております。

次の 3 項中学校費の学校管理費では消火器や救助袋の更新、エアコンやカーテンレールの修繕等及び防災かまどベンチの購入費を、次の教育振興費では、56 ページ・57 ページにかけまして、人件費の調整を計上しております。

次の 5 項社会教育費の社会教育総務費では、事業費の調整、伝建特定物件プレート作成に係る経費及びおかやま子ども応援事業補助金の返還金を計上しております。

次の公民館費では、川面公民館の電気自動車や中川・小田公民館の消防設備の修繕料、中川公民館のバリアフリートイレの改修に係る経費の追加を計上し、財源としまして、電気自動車には自動車共済金を、トイレの改修につきましてはふるさと納税寄附金をそれぞれ充当しております。

次の美術館費では、58 ページ・59 ページにかけて、人件費の調整を、次の江尻記念館管理費では、植栽せん定委託料の追加を、次の文化センター費では、消防用施設や床タイル等の修繕料、動画制作や調査・改修設計に係る委託料及びイベント補助金の調整を計上しております。

次の 6 項保健体育費の保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬の追加とアスリート育成強化補助金を計上し、補助金の特定財源として、寄附金を充当しております。

次の体育施設管理費では小田球場に係る修繕料を、次の海洋センター費では 60 ページ・61 ページにかけまして人件費の調整を、次の共同調理場管理費では給食センターに係る修繕料を計上しております。

続いて、11 款公債費では、償還元金及び利子について、利率見直しなどに伴う調整を計上し、特定財源として過疎対策事業債と辺地対策事業債の償還に充当する減債基金繰入金を、償還額に合わせて調整しております。

続いて、62 ページ、63 ページを御覧ください。12 款諸支出金の住宅等整備基金費では町営住宅・特定公共賃貸住宅管理費へ、住宅使用料を充当したことによる積立金の減額を、次のふるさと応援基金費では、事業充当分の増額に対応した積立金の減額を、それぞれ計上しております。

最後に、予備費としまして、113 万 4,000 円で調整しております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 議案第 93 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ総額の変更は行っておりません。内容は、必要な予算の組替えとなっており、補正後の総額は、16 億 6,000 万円でございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、14 ページをお開き下さい。歳出でございます。1 款の 1 項の総務管理費は、目の 1 の一般管理費が 164 万 7,000 円の増で、人件費の調整と需用費の資格確認書の不足に伴う追加分でございます。次に、目の 2 の連合会負担金ですが、財源更正のみで補正額はございません。3 項の運営協議会費につきましても、財源更正のみで補正額はござ

いません。次に、4項の特別対策事業費は、339万2,000円の減で人件費の調整と、16ページをお開きください。需用費のほうの減は、予定しておりましたパンフレットの作成が不要となったことに伴う減額でございます。3款の国民健康保険事業納付金の1項の医療給付分、2項の後期高齢者支援金分、3項の介護納付金分については、財源の更正のみで補正額はございません。18ページをお開きください。6款1項の保険事業費は、67万4,000円の増で人件費の調整でございます。7款の基金積立金は、5万円の増で支払準備基金の運用利息の金利上昇に伴うものでございます。支払準備基金の運用利息は、国保特別会計歳入歳出予算に計上してから基金に繰り入れることになっております。

次に、9款の諸支出金の1項の償還金及び還付加算金ですが、目の3償還金は5万5,000円の増で令和6年度の実績確定に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。最後に、予備費99万6,000円で調整しております。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りください。1款の国民健康保険税は、1,531万3,000円の増で本算定によるものですが、被保険者の所得の増加に伴うものでございます。6款の県支出金は、558万円の減で保険給付費等交付金の実績見込みに伴うものでございます。8款財産収入は、5万円の増で、先ほど歳出の説明の時にも申し上げましたが、支払準備基金の運用利息の金利上昇に伴うものでございます。支払準備基金の運用利息は、国保特別会計歳入歳出予算に計上してから基金に繰り入れることとなっております。

次のページ、10ページを御覧ください。10款の繰入金の1項他会計繰入金は、目の1一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金のほか人件費の調整に伴う職員給与費等繰入金など合計で451万2,000円の増でございます。次の2項基金繰入金は1,781万8,000円の減で保険税の増加に伴いまして準備基金からの繰入金を減額し、調整するものでございます。次の12ページを御覧ください。11款の繰越金は、352万3,000円の増で令和6年度決算に伴うものでございます。20ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 議案第94号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、補正後の総額を21億1,000万円とさせていただくものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2,075万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳出から御説明いたしますので、14ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費につきましては、194万1,000円の増額でございます。人件費の調整及び制度改正に伴うシステム改修費でございます。次に、2項徴収費5万円の増額で税整理組合の徴収実績に伴う負担金の増でございます。

次に、2款の保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費から18ページの5項高額医療合算介護サービス費まで、実績見込みに伴う増減で5,000万円の増額でございます。

次に、18ページ5款の地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みに伴う

500万円の増額でございます。3項包括的支援事業・任意事業費は、次ページに続きまして、人件費の調整で2,680万円の減額でございます。

次に、6款基金積立金は、支払準備基金積立金を30万3,000円追加しております。

次に、8款諸出金1項償還金及び還付加算金は、第一号被保険者の保険料還付金で、実績見込みに伴う20万円の増額でございます。2項繰出金は、町負担金返還金で5,000円を増額しております。

一枚おめくりいただきまして、最後に9款の予備費6万8,000円を追加し、調整しております。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りください。4款国庫支出金、それから5款支払基金交付金、それから6款県支出金、一枚おめくりいただきまして、8款繰入金につきましては、それぞれ給付費等の負担割合に基づき変更するもの及び実績見込みによるものでございます。

7款の財産収入は、介護保険支払準備基金利子として30万3,000円追加しています。

一枚おめくりいただきまして、最後に9款の繰越金前年度繰越金1,302万9,000円で調整しております。

次に、サービス事業勘定でございますが、36ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。2款サービス事業費70万7,000円の増額で、介護予防支援事業所職員の人件費の調整でございます。

次に、9款予備費4万3,000円を増額し、調整しています。

次に、歳入につきまして、34ページにお戻りください。8款繰入金70万7,000円の増額で介護予防支援事業所職員の人件費増により保険事業勘定繰入金のほうを増額しております。

次に9款繰越金前年度繰越金4万3,000円で調整しております。

なお、24ページから29ページまでと38ページ、39ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 議案第95号、令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、補正後の総額を3億1,300万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページをお開きください。歳出でございます。1款の1項の目の1一般管理費は、11万円の増で令和8年度からのシステムの標準化に係るシステム改修委託料の追加分でございます。次に、1款の2項の目の1徴収費は55万円の増で令和8年度からの子ども子育て支援金に対応するためのシステム改修経費の追加補正でございます。

次に、2款の1項の目の1後期高齢者医療広域連合納付金は467万8,000円の増で、歳入の保険料の増に伴うものでございます。最後に、4款の予備費で調整をしております。

次に歳入でございますが、6ページにお戻りください。1款の後期高齢者医療保険料は、1,310万9,000円の増で被保険者の所得の増による保険料の増でございます。

次に、3款の1項の目の1の事務費繰入金は11万円で、システムの標準化に伴うシステム改修委託料の財源でございます。同じく3款の1項の目の2保険基盤安定繰入金は843万1,000円の減で保険料軽減分に対する財源ですが、広域連合からの通知額による補正でございます。

次に、4款の繰越金は66万2,000円の増で令和6年度の決算に伴う前年度繰越金でございます。

6 款の 2 項の国庫補助金は、55 万円の増で令和 8 年度からの子ども子育て支援金に対応するためのシステム改修経費への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** それでは、議案第 96 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

まず、第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、収入は、政府の補助金や一般会計繰入金の増額見込みなどを計上したことで合わせて 1,400 万円の増とし、全体で 17 億 7,700 万円としております。

支出は給与費、経費等の見込額の調整を行い、2,700 万円増の 18 億 6,300 万円を計上しております。

その結果、収支差引マイナス 8,600 万円の赤字予算としております。なお、資本的収入及び支出につきましては、今回補正は行っておりません。

次の第 3 条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている給与費を 1,770 万円増の 12 億 2,980 万円としております。

続きまして、2 ページの実施計画書で説明をいたします。収益的収入では医業外収益で、市中金利の上昇に伴う受取利息や政府の令和 6 年度補正予算における医療機関への経営支援補助金、病院に係る地方交付税の算出単価見直しに伴う一般会計繰入金の増額見込みなどについて計上いたしました。

収益的支出では、医業費用のうち給与費は、人事異動や人事院勧告に基づく制度改正など当初予算からの変更点と諸手当の実績見込みを精査する中で 1,770 万円の増とし、また経費につきましては、夏の残暑が例年以上に長期化したことに伴う電気代や LP ガス燃料費の増など実績見込みを調整し、合わせて 760 万円の増としております。

医業外費用は、企業債の利息やたかつま荘への給食・薬品の供給に伴う材料費につき、実績見込みの調整により合わせて 170 万円の増としております。

3 ページ以降の給与費明細書ですが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。また、11 ページ以降の補正予算説明書も説明が重複いたしますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上で病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（小出優子君）** それでは、議案第 97 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

第 2 条の業務の予定量でございますが、建設改良計画では、改良整備費として 230 万円増額の 730 万円とし、固定資産購入費を 50 万円増額し、630 万円とするものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出につきまして、収入を 200 万円増額し、補正後予算額を 3 億 2,100 万円、支出を 1,400 万円増額し、補正後予算額を 3 億 5,500 万円とし、収支差引 3,400 万円の赤字予算としております。

第 4 条の資本的収入及び支出につきまして、収入では 100 万円を増額し、補正後予算額を 1,060 万円、一枚おめぐりいただきまして、支出を 280 万円増額し、補正後予算額を 1,520 万円とするものでございます。

第 5 条の企業債では、施設改良整備事業の限度額を 100 万円増額し、1,000 万円とするものでございま

す。

続きまして、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を865万円増額し、2億3,834万円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入では、入所収益の実績見込みにより、療養費収益及び居住費等のその他運営事業収益を合わせて200万円増額しております。

次に、支出でございますが、給与費では人事異動や制度改正に伴う変更と退職給付費引当金の不足額を合わせまして865万円を増額しております。また、経費では、電気代や燃料費の増、老朽化による施設の設備や機器等の修繕費を実績見込みで増額しております。また、雑費では介護職員確保のため、紹介業者利用にかかる費用を140万円計上し、補正後予算額は、施設事業費用全体で3億5,500万円としております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入では浴室改修工事の財源といたしまして、企業債100万円を増額し、収入全体で1,060万円といたしております。

支出では、改良整備費に浴室改修工事費230万円を、固定資産購入費では大型乾燥機更新のため50万円を増額し、支出総額を1,520万円としております。

4ページからの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しております。また、12ページからは、補正予算説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** それでは、議案第98号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。1ページを御覧ください。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費につきまして28万6,000円増額し、2億2,568万6,000円とし、営業設備費を36万8,000円減額し、323万2,000円とするものでございます。

次に、第3条収益的支出でございますが、水道事業費用を1,600万円増額し、4億1,500万円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど2ページの予算実施計画書で御説明いたします。

次に、第4条資本的支出でございますが、資本的支出を300万円減額し、4億9,900万円とするものでございます。こちらにつきましても、後ほど予算実施計画書のほうで御説明いたします。

続きまして、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を120万6,000円増額し、4,765万6,000円とするものでございます。

一枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。補正予算（第2号）実施計画書でございます。

収益的支出でございますが、営業費用では1,234万4,000円増額し、3億9,780万4,000円といたしております。

内容といたしましては、原水及び浄水費では実績見込みによる動力費の増額、配水及び給水費では人件費の調整及び修繕費の増額、総係費では人件費の調整などの増額、減価償却費では前年度実績確定に伴う減価償却費の増額を計上いたしております。

営業外費用では365万6,000円増額し、1,669万6,000円としております。内容といたしましては、起債金利の見直しに伴う支払利息の増額でございます。

続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費では8万2,000円減額し、4億1,391万8,000円といたしております。内容としましては、配水設備費では、人件費の調整による増額、営業設備費では、給水車購入に係る不用額の減額を計上しております。企業債償還金では、291万8,000円減額し、8,508万2,000円としております。

内容といたしましては、起債金利の見直しに伴う償還金の減額でございます。

次の3ページからは給与費明細書を、また、11ページからは補正予算実施計画説明書を添付しておりますので、御覧をいただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第98号の説明とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** ちょっとごめんなさい。ちょっとストップしてください。

お諮りいたします。昼食の時間が近づいておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。

どうぞ、失礼いたしました。はい、では上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** では、続けさせていただきます。議案第99号、令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、第2条の業務の予定量でございますが、建設改良計画で、管渠建設費につきまして64万8,000円増額し、1億6,215万5,000円とし、処理場建設費につきまして32万1,000円増額し、8,259万3,000円とするものでございます。

次に、第3条の収益的支出でございますが、下水道事業費用を1,300万円増額し、7億7,300万円とするものでございます。

詳細につきましては、後ほど3ページの予算実施計画書で御説明いたします。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入支出共に400万円減額し、7億9,300万円とするものでございます。

こちらも予算実施計画書のほうで御説明いたします。一ページおめくりいただき、2ページを御覧ください。第5条、企業債でございますが、企業債の限度額を400万円減額し、4億1,150万円とするものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を305万5,000円増額し、4,154万1,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。補正予算（第1号）実施計画書でございます。まず、収益的支出でございますが、営業費用では、208万6,000円増額し、7億113万6,000円としております。内容といたしましては、総係費で人件費の調整による増額でございます。また、営業外費用では1,091万4,000円増額し、7,086万4,000円としております。内容といたしましては、起債金利の見直しに伴う企業債利息の増額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入では企業債を400万円減額し、4億1,150万円としております。内容としましては、資本費平準化債の借入額の減額でございます。

続いて、資本的支出ですが、建設改良費では、96万9,000円増額し、2億5,324万8,000円としております。内容といたしましては、管渠建設費及び処理場建設費では、人件費の調整による増額ござい

ます。

また、企業債償還金は、496万9,000円減額し、5億3,975万2,000円としております。内容といたしましては、起債利率の見直しによる償還金の減額でございます。

4ページからは給与費明細書を、10ページからは補正予算（第1号）実施計画説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第99号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、議案第100号、工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

令和7年6月臨時議会で議決いただきました矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（拠点整備タイプ）（仮称）やかげアウトドアビジターセンター新築工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記1にありますように、変更内容は請負金額でございますが、詳細は資料で説明させていただきますので、資料番号13を御覧ください。

本工事につきましては、令和7年6月17日に中村建設株式会社・株式会社共生特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結し、請負代金8億1,070万円、工事期間を令和8年2月27日までとし、建築工事を進めているところでございます。図面の左側が起工の図面、今回の主な変更対象となります1階の飲食店舗及び2階の調理室を示しております。

工事発注時には、飲食部門の運営団体JA晴れの国岡山の運営方針が定まっておらず、厨房設備、調理施設が含まれておりませんでした。このたび運営方針が定まったことにより、店舗の厨房設備並び内装について仕様が決定いたしました。併せて、2階調理室におきましても調理施設について決定したため、本工事と一体的に施工することが最も合理的かつ経済的でございます。

このことから、本工事の請負金額を6,938万3,600円増額し、8億8,008万3,600円と変更する必要が生じたものでございます。

参考といたしまして、工期を令和8年3月13日に改めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日2日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日2日の午前9時30分から再開することに決しました。

なお、昼食などの時間が多少経過いたしました。会議続行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 0時 5分 散会